

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松山市	久米地区(南久米集落・北久米集落・福音寺集落・来住集落・南土居集落・高井集落・南窪田集落・北窪田集落・鷹子集落)	令和4年1月21日	令和6年7月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	219.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	117.9ha
i うち20才から49才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.2ha
ii うち50才から69才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	45.3ha
iii うち70才以上の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	68.4ha
③地区内における70才以上かつ後継者がいない農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	22.37ha
(備考)	

2 対象地区の課題

70才以上の農家が68.4haの農地を所有しており、10年後の地域農業が減退してしまうことが推察される。また、70才以上かつ後継者がいない農地の所有者又は耕作者の耕作面積24.4haは、近いうちに荒廃農地となることが見込まれる。 アンケート結果では、農地利用の意向を「貸したい・売りたい」と回答された農地面積は21.7haだが、農地の受け手となる担い手が不足傾向にある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後、耕作されない農地については、中心経営体である認定農業者等や地区外からの入作農業者が、耕作しやすい地区内の優良な農地を農業委員会や地元農業関係者を通じて優先的に守っていく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲、野菜	1.43 ha	水稲、野菜	5.03 ha	
認農	B	水稲、野菜	4.20 ha	水稲、野菜	5.60 ha	
認農	C	水稲、野菜	0.80 ha	水稲、野菜	0.80 ha	
認農	D	水稲	1.40 ha	水稲	1.40 ha	
認就	E	果樹	0.43 ha	果樹	0.60 ha	
認農	F	水稲、野菜	0.80 ha	水稲、野菜	0.80 ha	
認就	G	水稲、野菜	3.10 ha	水稲、野菜	15.00 ha	
認農	H	水稲、野菜	1.57 ha	水稲、野菜	2.14 ha	
認農	I	水稲、野菜	3.80 ha	水稲、野菜	9.00 ha	
計	9人		17.53 ha		40.37 ha	

※中心経営体…認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者

4 農地の集積・集約化の方針を実現するために必要な取組に関する方針

【農地の貸付け等の意向】 貸付け等の意向が確認された農地は、221筆、21.7haであった。 地区内の耕作のしやすい優良農地を将来にわたり守っていくため、農地利用の意向調査を参考に、貸したい意向を示した農地を中心経営体とマッチングし、法令に基づいた貸借に取り組む。
【農地中間管理機構の活用方針】 中心経営体へ農地を集積・集約化するために、農地所有者に機構の活用を検討するよう促す。また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農業委員、農地利用最適化推進委員に相談するほか、担い手の探索を地元農業関係者等と行うなど、機構を通じた中心経営体への貸付けに取り組む。
【基盤整備への取組方針】 農業の生産性の向上や農地集積・集約化を図るため、ハウス、防風・防鳥ネット、かん水設備等の整備に取り組む。また、樹園地については、国の果樹経営支援対策事業により、園内道等の整備に積極的に取り組む。水田地域では、農業の生産性の向上や農地集積・集約化や作業効率の向上を図るため、畦畔除去による区画拡大等生産基盤の整備に取り組む。
【新規・特産化作物の導入方針】 樹園地では、中晩柑の「紅まどんな」や「せとか」、「甘平」への改植や、「紅プリンセス」の導入など高単価を見込める有望品種の栽培に取り組む。市場のニーズに応じた品目や農協の推奨品目、水田活用の直接支払交付金の対象であるナスやソラマメなどの栽培に取り組む。
【鳥獣被害防止対策の取組方針】 鳥獣害については、電気柵やワイヤーメッシュなど点から面への取組を検討する。また、防鳥ネット等の設置に取り組む。
【災害対策への取組方針】 豪雨や台風による被害防止のため、農地周辺を流れる水路の清掃やハウス等の点検・補修などを日頃から意識し、地域で連携して防災・減災活動に取り組む。